

令和6年度岡山県保険者協議会
デジタルサイネージ広告及び各駅でのポスター掲示による広報事業
における公募型プロポーザル審査について

令和6年度岡山県保険者協議会デジタルサイネージ広告及び各駅でのポスター掲示による広報事業における公募型プロポーザル審査に関しては、次のとおりとする。

1 審査の対象となる事業者

審査は、次の各号をすべて満たす事業者を対象に行う。

- (1) 別途定める『令和6年度岡山県保険者協議会デジタルサイネージ広告及び各駅でのポスター掲示による広報事業における公募型プロポーザル募集要領』（以下「募集要領」という。）の規定を満たす参加者
- (2) 募集要領に規定する期限内に、必要なすべての書類を適正に作成し提出した参加者

2 提案を求めるポイント

別添「令和6年度岡山県保険者協議会デジタルサイネージ広告及び各駅でのポスター掲示による広報事業における公募型プロポーザル審査項目」を参照。

3 業者選定委員会

提案者から提出された企画提案書に基づき、プレゼンテーションを行う業者選定委員会を開催する。

(1) 開催日時、場所

日時：令和6年5月8日（水） 午後1時30分～

場所：岡山県岡山市北区桑田町17番5号

岡山県国民健康保険団体連合会（岡山県国保会館4階会議室）

(2) 選定委員

選定委員は6人とし、別途定める審査基準に基づき審査を行う。

(3) プレゼンテーション

① プレゼンテーションの時間は20分以内とする。

② 各提案者のプレゼンテーション終了後、質疑の時間（15分程度）を設ける。

4 選定の方法

- (1) 業者選定委員会では、提案者から提出された書類とプレゼンテーションに対して審査を行う。
- (2) 各選定委員は、プレゼンテーションと質疑の終了後、別添「審査基準」に基づき審査を行い、その結果を評価表に記入する。
- (3) 全てのプレゼンテーションが終了した後、各選定委員が採点した点数を集計し、合計点数が最も高い者を最優秀提案者とする。ただし、最高点の者が複数となった場合は、

選定委員の協議により選定する。

- (4) 選定後、最優秀提案者と岡山県保険者協議会は、企画提案書の内容をもとにして、業務の具体的履行条件などの協議と調整（以下「交渉」という。）を行う。この交渉が整ったときには、契約の手続きに進むものとする。

〈別 添〉

令和6年度岡山県保険者協議会デジタルサイネージ広告及び各駅でのポスター掲示による広報事業における公募型プロポーザル審査項目

令和6年度岡山県保険者協議会デジタルサイネージ広告及び各駅でのポスター掲示による広報事業における公募型プロポーザルの企画提案にかかる審査基準は次のとおり（選定委員1人につき、満点は100点）とする。

審査項目	審査基準
事業理解度	事業内容や目的を正しく理解したうえでの提案となっているか。
企画	デジタルサイネージ広告及びポスターの掲出先は、PR効果が見込まれるか。
	認知度や受診率にどう寄与したかを測れる効果測定となっているか。
	広告素材（デザイン）は、分かりやすく、興味引かれる内容となっているか。
	仕様書に基づく業務のほか、独自性があり、創意工夫がされた提案となっているか。
体制	信頼性の高い実施体制（責任者、人員配置、役割分担）となっているか。また、業務を安定的に遂行するための適切なスケジュールが組まれているか。
	過去に類似業務の実績があり、本業務に関連する専門知識やノウハウ等の蓄積があるか。
費用	見積金額が仕様書提示の範囲内であり、業務内容に見合った適切な金額となっているか。